

衛星によるセーフティネットに関する
検討結果について
第 33 回委員会（平成 19 年 12 月 18 日）
提出資料

衛星によるセーフティネット に関する検討結果について

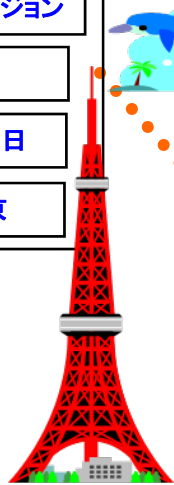
平成19年12月
全国地上デジタル放送推進協議会

セーフティネットの実施イメージ

2011年のアナログ放送終了期限において地上デジタル放送が受信できない地域に対して、放送衛星（BS）により、NHK総合・教育、日本テレビ、フジテレビジョン、TBS、テレビ朝日及びテレビ東京が放送する番組を再送信する。

なお、この措置は、地上系の放送基盤により地上デジタル放送が送り届けられるまでの間の暫定的・緊急避難的な措置として実施するものであり、終了期限を定めて実施する。

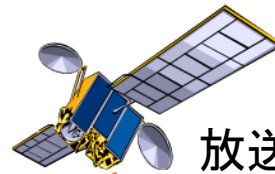
NHK及び在京キー局



地上デジタル放送

再送信

セーフティネット
実施主体



放送衛星
(BS)

受信アンテナ



視聴者



セーフティネットの実施方法①

実施主体

- 放送分野に実績のある公益的な法人が望ましい。

実施期間

- 平成21年度(2009年度)内に開始し、運用期間は5年間を基本とする。

使用衛星

- 放送衛星(BS)

送信番組

- NHK(総合(東京)・教育)及び民放キー局(日本テレビ、TBS、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京)の合計7つの地上デジタル放送

セーフティネットの実施方法②

送信画質等

- 画質はデジタル標準画質(SD)で送信(データ放送は無し)
- 電子番組表(EPG)は各局別で送信
- 字幕放送・解説放送付の番組は字幕放送・解説放送付で送信
- マルチ編成の場合には主たる番組を送信

対象世帯

- 地形等の理由により直接デジタル電波が届かない世帯又はデジタル混信により視聴が困難となっている世帯のうち、共聴施設等の手段を用いてもデジタル放送が受信できない世帯 (独立U局のみ未カバーあるいは視聴困難の世帯は含まない。)
- アナログ放送も視聴できない世帯の取扱いについては、今後、検討を行う。

視聴可能番組

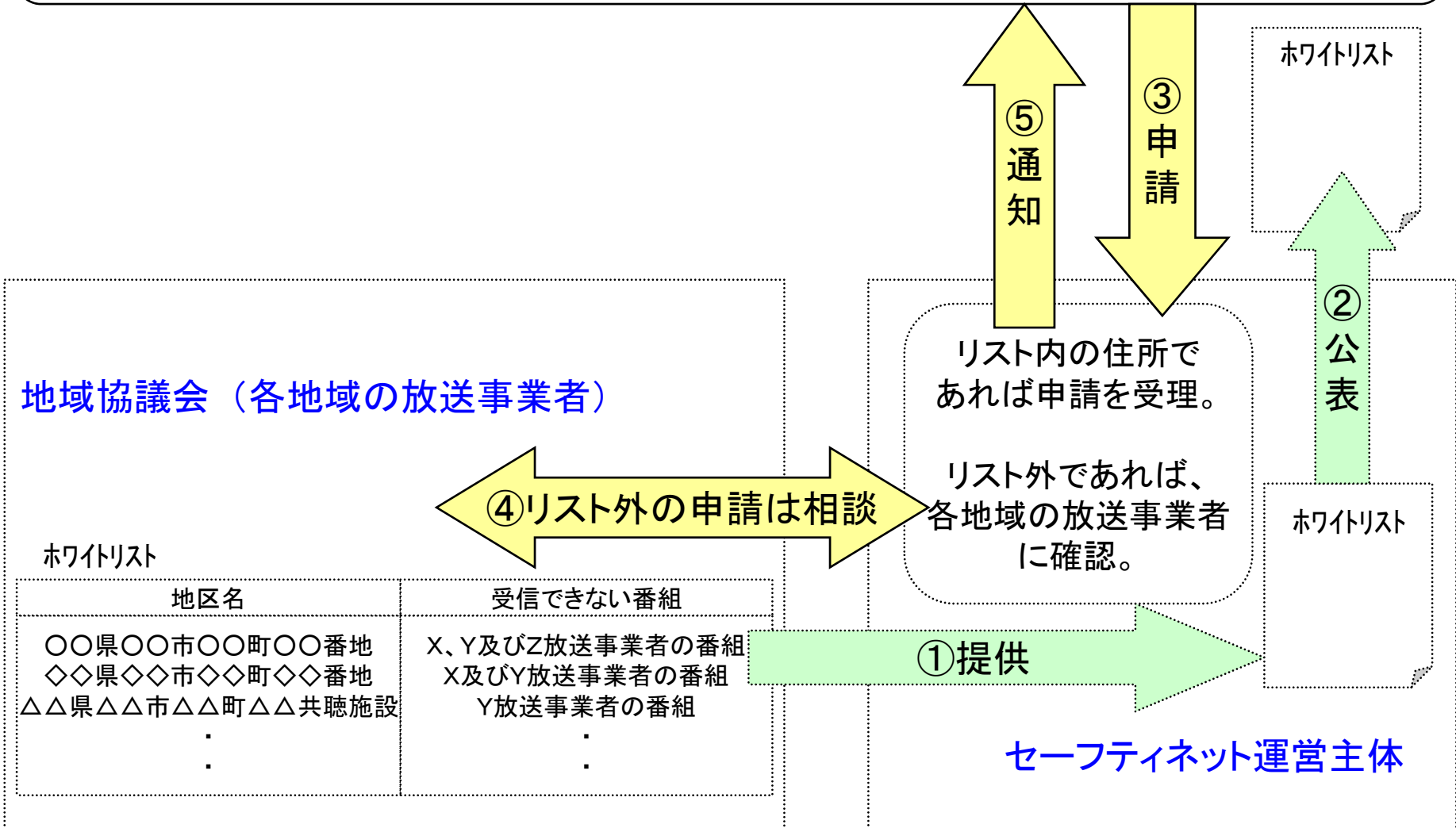
- NHKは、総合(東京)・教育の番組
- 民放は、各地方局の系列キー局の番組

経費負担

- 視聴者負担の在り方を含めて、今後、検討を行うことが必要である。

セーフティネットへの加入手続きイメージ(案)

セーフティネット利用希望者



(参考1) 全国地上デジタル放送推進協議会総会資料

衛星によるセーフティネットについて

- 衛星によるセーフティネットは、その実施主体が、委託放送事業者としての認定を受けて実施する。なお、実施主体は、放送分野に実績のある公益的な法人が望ましい。
- 使用する衛星は、放送衛星(17chを想定)とする。
- 運用開始時期は、2009年度内を目指す。セーフティネット視聴希望者からの申請受付は、運用開始の3ヶ月以上前から行うことが望ましい。
- 実施主体は、地上デジタル放送を同時再送信することとし、同時再送信する放送は、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、フジテレビ、東京放送、テレビ朝日及びテレビ東京の7つの地上デジタル放送とする(NHK総合及び教育については、NHK東京デジタルとする)。なお、1の時間帯に標準画質により複数の地上デジタル放送が行われる場合には、主たる放送を同時再送信するものとする。
- 実施主体が行う同時再送信は、標準画質で字幕放送付の放送(EPGは各局EPG、データ放送は無し)を、スクランブルをかけて行うことを基本とし、セーフティネットの対象世帯のみに対して、スクランブルを解除する。なお、NHK総合・教育の扱いについては、NHKにおいて別途検討する。
- 対象世帯は、直接デジタル電波が届かない世帯又はデジタル混信により視聴が困難となっている世帯であり、かつ共聴施設やケーブルテレビ等他の手段を用いてもデジタル放送が受信できない世帯とする。ただし、現在、アナログ放送が受信できない世帯の取扱いについては、今後、検討を行う。
- 対象世帯となり得る地域については、地域協議会において検討を行い、地区名をリスト化する(「ホワイトリスト」)。実施主体は、このホワイトリストを公表し、セーフティネット利用者からの申請を受け付ける。
- 対象世帯で視聴可能な番組は、上記7つの放送局のうち、当該世帯で受信できない放送に対応する放送局の放送とする。ただし、受信できない放送局が、複数の「キー局」の番組を受けて編成している放送局(クロスネット局)の場合には当該「キー局」の全ての放送局とする。なお、民間放送局が1である徳島県及び佐賀県については、実態を踏まえて、今後、検討を行う。
- セーフティネットの実施期間(終了時期)は、5年間(2014年度内)を基本に、国及び放送事業者のセーフティネットに関する経費負担の在り方と併せて検討を行う。
- セーフティネットの経費のうち、送信側の経費(地球局及び放送衛星の整備・運用に関する経費)は視聴者に負担を求めないこととする。また、受信側の経費(コールセンター・利用者管理・料金収納等の経費)については、経費の総額、視聴者負担の在り方を含めて、今後、検討を行う。

(参考2) 放送局のネットワーク図

